

# 家族信託<sup>1</sup>の課題—信託設定と遺留分侵害

伊 室 亜希子

## I 序

改正信託法が平成18年2月8日成立、同年12月15日公布（法律第108号）、そして平成19年9月30日施行された。信託法の主な改正動機は、商事信託だが、民事信託にも活用の幅が広がることが期待される。すなわち、家族に関する財産管理・財産承継制度としての信託の活用である。その際、成年（未成年）後見制度、委任、遺言（遺贈）、生前贈与、死因贈与等の制度等とのすみ分け、調整が必要となってくる。

## II 遺言代用信託と後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託

### 1. 遺言代用信託

改正信託法で、遺言代用信託（信託法90条）の規定が新設された。遺言代用信託とは、委託者の死亡時に受益権等を取得する旨の定めのある信託である。

契約によって生前に効力が発生する（契約信託）。遺言ではないので、煩わしい遺言の形式を使う必要がないのがメリットである。例えば、生きている間は自分が受益者で、死んだ後は別の人を受益者に指定する。

高齢者や障害者の財産管理のための信託や、親亡き後の障害者などケアを要する者の扶養のための信託に活用が期待される。

遺言代用信託の特徴は、受益者変更権により、いつでも撤回可能であること、また、信託行為に別段の定めがない限り、委託者が死亡するまでは受益者としての権利を有しないことである。信託法88条の原則からすると、受益者となるべき者と指定された者は、受益の意思表示を要しないで当然に受益権を取得することになる。故に、委託者が信託を変更し、終了させる場合にこの受益者の同意を得なければいけなくなってしまう。これでは、委託者の通常の意思に沿わないでの、遺言代用信託では例外を設けたものである。

自分の生前の行為によって死後の財産承継を図る方法として民法には死因贈与がある。死因贈与と遺言に比較しての遺言代用信託の長所として挙げられるのは、信託設定時に信託財産が受託者に移転するので、委託者の死亡後、受託者は自己の所有名義かつ管理下にある財産を受益者に直接交付することになる。利益相反する相続人が関与する余地がなく、相続人等による妨害から防御できる<sup>2</sup>。

## 2. 後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託（信託法91条）

受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）のある信託を後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託という。

共同均分相続とは異なる財産承継を可能にする手段であり、民法の後継ぎ遺贈では、所有権に期限をつけることができない（受遺者の死亡時を終期とする期限付きの所有権を創設することは民法上認められない）として無効説が有力であったが、受益者連続の信託については、対象となる受益権に存続期間を定めることは法律上可能なので、認められる。そして、第2次以降の受益者は、先順位の受益者からその受益権を直接承継取得するのではなく、委託者から直接に受益権を取得するものと法律構成されることになる。

これにより、財産を相続人等に順次連続的に承継させる手段、親亡き後問題や配偶者亡き後問題を解決できることが期待される<sup>3</sup>。

### III 遺留分侵害との関係<sup>4</sup>

遺言代用信託と後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託等を活用する際に考えなければならないことは、信託においても遺留分制度を潜脱することはできないということである。信託の設定と遺留分侵害との関係が問題となる。

まず、遺留分侵害の有無の判断について、①遺留分の算定の基礎となる額、つまり被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額を確定し、それに各自の遺留分率を掛けて、遺留分額を算定する。②各相続人が遺留分額に達した額を相続によって取得しているかどうかで、判断することになる。

#### 1. 学説

遺留分減殺請求権の相手方（誰が遺留分侵害者か）について、私益信託の場合<sup>5</sup>は可能性は3つある。すなわち、①受託者と受益者、②受託者 ③受益者である。また、遺留分減殺の対象については、「当初信託財産の移転行為」か「受益権取得」かが考えられる。

遺留分減殺請求権の相手方として、①受託者と受益者【四宮説<sup>6</sup>、星田説<sup>7</sup>、水野説<sup>8</sup>】とみる見解がある。

受託者が相手方であることの理由として、信託行為の当事者であること、遺言執行者が減殺請求の相手方となると解されていることとのバランス【星田説】、信託財産の帰属主体として受託者が相手方になる【水野説】ことが挙げられる。

受益者が相手方であることの理由は、受益者が相続人であるときで、当該受益者は信託の受益者になるというかたち以外でも遺贈をうけているとすると、受益者も相手方にしなければ、受益者が遺贈財産の価額を争うことできなくなること、現物返還か価額弁償の選択権が受益者に与

えられるべきことから【星田説】。贈与は原則として、相続前の1年間になされたものだけが、遺留分減殺対象となる（民1030条）。しかし、相続人に対する贈与は、1年よりも前になされたものであっても、原則として遺留分減殺の対象となるとするのが判例である（最判平成10・3・24民集52巻2号433頁）。しかるに受託者を受贈者とみて、受託者だけを相手方として減殺請求すると、受託者が相続人ではなく、受益者が相続人である場合に、上記の判例法理が適用しにくくなる。このようなときには、受益者を相手方として遺留分減殺を行うことができないといけない【水野説】。

遺留分減殺請求権の相手方を受託者とみる見解【川説<sup>9</sup>】は、信託による受益者連続型遺贈の場合には、遺留分減殺請求権の相手方は、常に受託者であり、その理由としては、遺言による処分は受託者に対してなされることが挙げられる。また、受益者の発言権を確実に保障する手続法上の手当をすることが望ましいとされる<sup>10</sup>。この説によると、遺留分減殺の対象は「当初信託財産の移転行為」【川説】となる。

遺留分減殺請求権の相手方を③受益者とみる見解について、遺留分権利者が遺言書に定めた受益者に対して減殺を請求したときは（同時に、受託者に対しその旨を通知しなければならない）、減殺の効果として、受益権は遺言書に定めた受益者から遺留分権利者に帰属し、遺留分権利者が受益者となるのであり、減殺の効果として、受益権の帰属に変動を生じるが、遺言信託の効力を消滅させるものではなく、受託者に対し信託財産の返還を請求することは許されないとする。その理由としては、信託の設定まで覆してしまうことは、遺言者の意思に反するから【飯田説<sup>11</sup>】。

また、詐害信託の規律からの示唆を受けて、詐害信託の場合、受益者の全員が悪意であるときを除き、信託設定における当初信託財産の移転行為そのものを取り消すことはできず、悪意の受益者の受益権を剥奪する。これは、善意の受益者に損害を被らせないためである。同様に、複数の受益者が存在するときで、そのうちの一部の受益者のみが、他の相続人の遺留分を侵害していると考えられると、信託設定における当初信託財産の移転行為を減殺すると、遺留分を侵害していない受益者に不当な損害を与えることになる。これを避けるためには、遺留分減殺請求は受益者に対してなされ、その結果、遺留分減殺請求権を行使した者に、減殺された割合に対応する当該受益権が帰属することになると考えるべきとする【道垣内説<sup>12</sup>】。この見解にたつと、遺留分減殺の対象は「受益権取得」となる【飯田説、道垣内説】。

飯田説に対する批判としては、遺留分制度の趣旨に反する【四宮説】。また、遺留分制度は、遺留分権者に現在かつ絶対の権利を保障していると考えるべきであり、受益権を取得させることは、遺留分制度が想定している事態ではない【川説】、とされる。

さらに、飯田説への批判の再批判として道垣内説があげている【例】<sup>13</sup>をとりあげる。

【例】被相続人が唯一の財産として定期借地権付マンションの一室（区分所有権）を有しているとする（被相続人に債務はない）。配偶者Aと子Bだけが相続人。このとき、被相続人は、当該区分所有権を受託者に移転し、受託者にそれを第三者に賃貸させ、そこから上がる収入をBに給付するという信託を遺言によって設定した。期間は、40年間で、その時点で定期借地権は満了し、マンションは取り壊されることになっている。被相続人の死亡時点における当該マンションの価額は、4000万円である。そうすると、Aの遺留分額は1000万円、Bの遺留分も1000万円となる。

Bの取得した受益権の価値が、1000万円を超えないときは、BはAの遺留分を侵害していない、また1000万円を超えても2000万円に満たないときは、遺留分減殺請求権の行使をしても、Aは自己の遺留分に相当する額を取得できることになる。Bの取得した権利は、マンションの所有権そのものではなく、かなり制約されたものであるから2000万円以下に評価される可能性は高い。

飯田説への批判の再批判として、道垣内説は以下のように述べる。ある相続人は、遺言信託による信託受益権を与えられたとき、その評価において、遺留分が侵害されていないとすれば、相続にあたって信託受益権を取得することで満足しなければならない。しかしに遺留分の侵害を受けた者は、遺留分減殺の結果、確定的な所有権等を取得できるはずだ、信託受益権が取得できるのでは不十分だというこのでは理屈が通らない。【例】について、遺留分算定の基礎となる額を4000万円とすることがおかしい。信託においては、受託者は固有の利益を有しない（信託法8条）。そうであれば、遺言によって、ある財産が被相続人から受託者に移転すること自体は、誰にも利益を与えるものではない。遺留分の侵害は、ある者が受益者として利益を受ける地位を取得することによって生じるのであり、問題は受益権の取得である。そうすると、被相続人による信託設定は、それが遺言によって行われたものであっても、それ自体は誰の遺留分も侵害しない行為であり、少なくとも遺留分との関係においては、相続は、当該信託が設定されたというかたちで生じたと考えることができる。遺留分算定の基礎となる額は、Bの受益権の価額だと考えるべきである。その上で、受益者に対して遺留分減殺請求が行われ、その結果として、遺留分が割合的に減殺者に帰属することになる。

Bの受益権が1000万円と評価されるものであれば、相続財産全体の価額が1000万円である。そして、その全部がBに帰属しているから、Aは、自らの遺留分額である250万円だけBの受益権取得を減殺することができ、当該信託の受益権は、Aが4分の1、Bが4分の3の持分を有する共有になる。

## 2. 判例

最判平成10年2月26日民集52巻1号274頁において、「相続人に対する遺贈が遺留分減殺の対象となる場合においては、右遺贈の目的の価額のうち受遺者の遺留分額を超える部分のみが、民法1034条にいう目的的価額に当たる」。「けだし、右の場合には受遺者も遺留分を有するものであるところ、遺贈の全額が減殺の対象となるものであるとすると、減殺を受けた受遺者の遺留分が侵害されることが起り得るが、このような結果は遺留分制度の趣旨に反すると考えられるからである。」と判示しているのが参考となる。

## 3. 私見

そもそも遺留分制度の趣旨が何かということがはっきりしないところもあるが、自己の財産を自由に処分できるとの建前と、残された家族（相続人）の生活維持（家産の維持？）のバランスをとっていると考える（遺留分以外は、できる限り、被相続人の遺志を尊重する建前とする）。

【例】に沿って考えると、減殺請求によって、当初信託財産の移転行為まで覆滅させて、遺言信託の効力そのものを消滅させるというのは、上記趣旨を超えていきすぎであると考える。相続人は受益権であっても、遺留分の価値分を手に入れられればそれで十分であるはずで、マンションの所有権（共有部分）を得ることを保障するものではない。

前記判例では、受遺者が相続人である場合に、遺贈全額が減殺の対象とはならず、受遺者の遺留分額を超える部分のみが、1034条による按分の基礎となる価額となるとした。

これは当然、【例】のように、信託設定によって、相続人が受益権を取得した場合にも、あてはまり、そうすると、減殺の対象は、受益権の一部ということになろう。減殺の対象が受益権である以上、遺留分減殺の相手方は受益者となると考える。

【付記】2014年1月15日に開催された共同研究・高齢者の財産管理研究会における報告をもとに、加筆、修正したものである。

1 家族信託とは、個人とその家族による信託の利用、民事信託、個人信託、福祉型信託という。小林徹「家族信託の発展に向けての一考察」信託252号2頁以下（2012年）

2 前掲注1・小林

3 前掲注1・小林

4 道垣内弘人「さみしがりやの信託法第8回」法学教室339号82頁（2008年）

5 公益信託の場合には、受益者が存しないので、相手方は受託者のみということであまり争いはないようである。

6 四宮和夫『信託法（新版）』160頁（1989年）

7 星田寛「遺言代用信託」金融・商事判例1261号182頁（2007年）

8 水野紀子「信託と相続の相克」東北信託法研究会編『変革期における信託法（トラスト60研究叢書）』123頁（2006年）

9 川淳一「受益者死亡を理由とする受益者連続型遺贈」野村豊弘＝床谷文雄編『遺言自由の原則と遺言の解釈』28頁（2008年）

10 川淳一「受益者死亡を理由とする受益者連続型遺贈・補論」155頁～156頁（2008年）

11 飯田富雄「遺言信託に関する考察」信託20号16頁（1954年）

12 前掲注4・道垣内84頁以下

13 前掲注4・道垣内85頁